

令和5年5月22日

市政記者クラブ 様

教育委員会新しい学校づくり推進部
新しい学校づくり推進室
担 当：平 松 ・ 大 杉
電 話：253-7937

市立夜間中学の設置予定について

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の方等の教育を受ける機会を実質的に保障するため、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、各地方公共団体に対して設置が義務づけられたものです。

本市におきましても、以下のとおり市立夜間中学の設置を予定していますので、お知らせします。

記

1 設置時期

令和7年4月開校予定

2 設置場所

名古屋市立笹島小中学校内

(名古屋市中村区名駅四丁目19番1号)

3 その他

市立夜間中学の設置・運営については、市立夜間中学の設置に関する有識者等会議での意見を踏まえて令和5年度中に方針を策定する予定です。

○夜間中学とは

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。



○教育機会確保法の成立

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立しました。本法律により、地方公共団体は、夜間中学における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとするされました。

○夜間中学の扱い等

「夜間中学」はいわゆる通称であり、法令上定められた名称ではありません。学校教育法第1条で規定される一般的な中学校と夜間中学は区別されていません。また、教育機会確保法第14条の「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」が、すなわち夜間中学のことです。

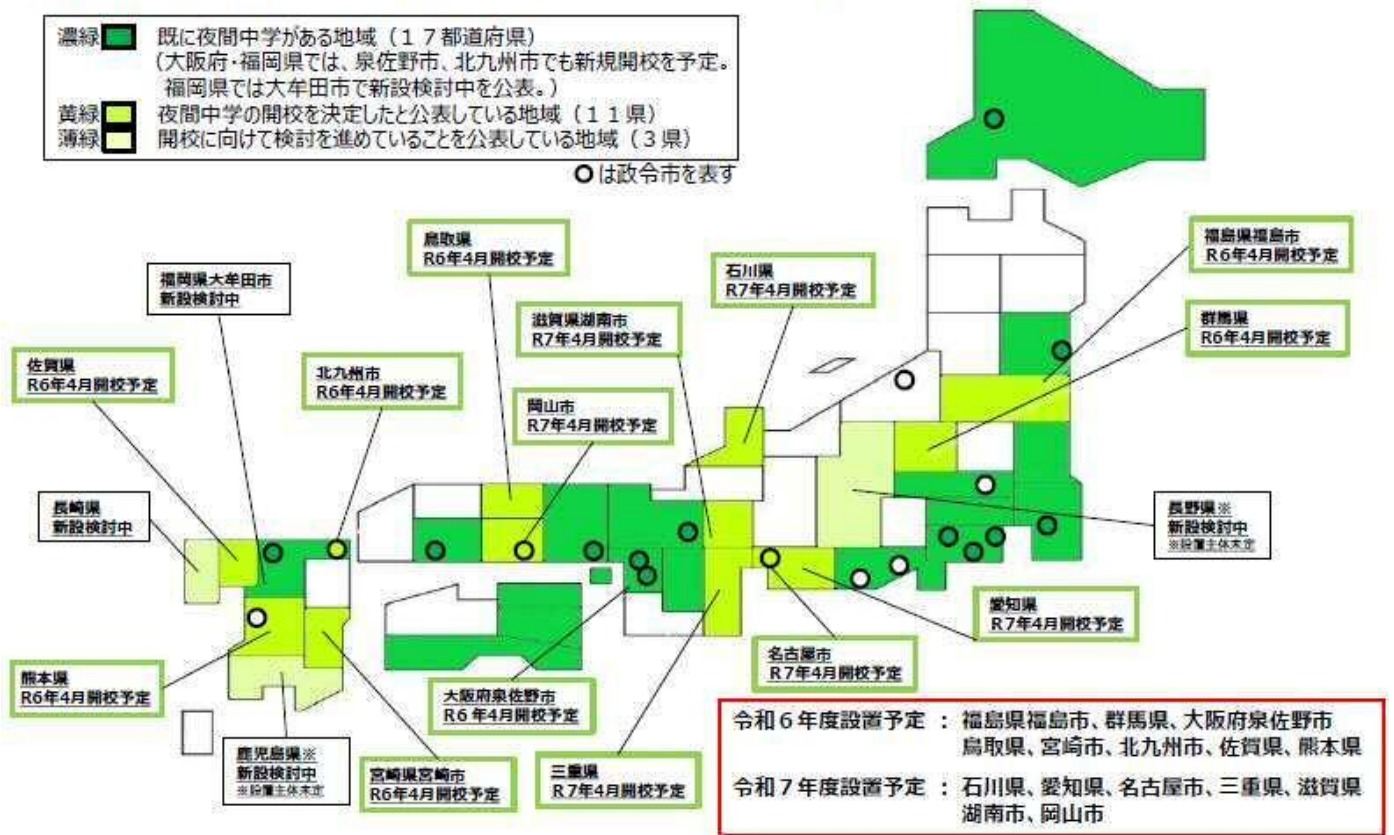
※現存の公立夜間中学は、以下の扱いとなります。

- ・授業料は無償
- ・週5日間の授業がある
- ・教員免許を持っている先生が教える
- ・全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

○夜間中学の設置状況

文部科学省は、各都道府県・指定都市に少なくとも1校の設置を推進しています。
令和5年4月時点での設置・検討状況は以下の通りです。

既設夜間中学一覧(R5年4月時点) 17都道府県に44校



文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00003.htm から引用